

インターネット端末利用営業を営む各事業者の皆様へ

～違反状況の認識と絶無に向けて～



- ・最近指示処分となった条例違反の概要と注意点です。
- ・違反の絶無に向けた取り組みを徹底してください。

平成28年9月現在

<7月発生>

民間会社が発行した書類で役務提供してしまった。

【本人確認義務違反、本人確認記録の作成・保存義務違反】

注意点

営業者が顧客から提示を受ける書類は、運転免許証、住民票、学生証等のほか、官公庁から発行・発給された書類その他これに類するもの、いずれも住所・氏名・生年月日の記載があるもの、と規定されています。

フォークリフト運転やガス溶接等の技能講習を行う民間会社が発行した修了証等は、たとえ住所・氏名・生年月日の記載があったとしても、官公庁発行のものではないことから、本人確認書類とはならず条例違反となります。

～届出書類の不備が多く発生しています～

「インターネット端末利用営業の届出に必要な書類等」のページから、それぞれの届出書の記載例・添付書類・注意事項をよく確認し、セルフチェックをしてから店舗を管轄する警察署の窓口に提出してください。



悪質な違反や指示処分違反は営業停止処分となるおそれがあります。

- ☞ アルバイトを含む全従業員に対し違反の現状を認識させる
- ☞ 違反防止に関し従業員全員の意識の向上を図る
- ☞ 本資料や営業のしおりなど警察発行物を社内で活用する

などの取り組みを実施し、条例遵守に努めてください。